

平成 年()第 号
不動産の表示 別紙物件目録記載のとおり

剰余の生ずる見込みある旨の届出

東京地方裁判所民事第21部 御中

上記事件について、平成 年 月 日に不動産の買受可能価額が手続費用及び優先債権の見込額の合計額に満たない旨の通知を受けましたが、優先債権者である 番(根)抵当権者(平成 年 月 日登記)の被担保債権は弁済により消滅しているから、不動産の買受可能価額が手続費用及び優先債権の見込額の合計額以上になるので、この旨を届け出ます。

なお、 番(根)抵当権者の被担保債権が弁済により消滅していることは、同(根)抵当権者が提出した債権届出書により明らかです。(注)

平成 年 月 日

差押債権者

印

(注) 差押債権者以外の債権者は、届出債権の元本に変動が生じた場合、その旨の届出をしなければなりません(民事執行法50条2項及び3項)。

「債権届出書」の書式は、当ホームページに掲載されています。

(別紙)

物 件 目 録